

国民健康保険の加入手続きについて

◎ 国民健康保険に加入するときは、健康保険の資格を喪失して14日以内に、住所地の区役所（出張所）保険年金担当課まで届出をしてください。

★ 下の<健康保険等資格喪失証明書>と一緒に持参いただくもの ★

- 国民健康保険被保険者証（すでに同じ世帯で国保加入者がいる場合）
- 印 かん（国保の世帯主以外が届出する場合）
- 年金証書（国民年金以外の公的年金を受給している場合 ※65歳未満の人のみ）
- 各医療証（乳幼児・障がい者・ひとり親家庭等。家族の人が持っている場合も）

国保の加入
Q & A



携帯電話で
確認できます。

◎ 手続きが遅れた場合は、保険料をさかのぼって納めていただくことになります。（最高2年間）
また、その間の医療費は、やむを得ない理由がある場合を除き、全額自己負担になることもあります。

便利な口座振替をご希望の方は、通帳と通帳届出印を一緒に持参していただくと、手続きがその場でできます。

裏面もごらんください。

《 き り と り せ ん 》

< 健康保険等資格喪失証明書 >

◎必ず証明をする事業所(保険者、勤務先)等で記入してください。

健康保険証の記号番号		記号			番 号	
保 險 者 名	全国健康保険協会		支 部		保 險 者 番 号	
			健康保険組合 共済組合 国保組合			
被 保 険 者 (会社等に勤務する本人)		住 所				
		氏 名				
資 格 喪 失 者 (健康保険を離脱して国保へ加入する人)	本 人	氏 名	続 柄	生 年 月 日	資 格 取 得 年 月 日	資 格 喪 失 の 理 由
					資 格 喪 失 年 月 日	
	年 月 日	1. 退 職 (年 月 日退職)				
	年 月 日					
	年 月 日		2. 被保険者死亡			
	年 月 日					
年 月 日	3. 扶養非該当 (理由)					
年 月 日						
年 月 日	4. その他 (理由)					
年 月 日						
被 扶 養 者	年 月 日	5. 被保険者 後期高齢者医療移行				

※資格喪失年月日は退職の翌日になります。

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

保 險 者 所在地及び名称 (又は事業所) 代表者氏名 (印)

電 話 番 号 () -

◎社会保険等の資格を喪失し、国民健康保険に加入される場合は、この証明書が必要です。

国民健康保険について

わが国の医療保険制度は、国民全てが何らかの公的医療保険に加入しなければならない「国民皆保険制度」となっております。これは、生存権の理念に基づき、全ての人が公平に医療を受けられることを、権利として保証することを目的とするものです。

よって社会保険の資格を喪失した場合は、すみやかに国民健康保険の加入届出をしてください。（任意継続被保険者や家族の社会保険の被扶養者となる場合を除く）

ご存じですか？ こんな制度

★ 任意継続被保険者

職場の健康保険に2ヶ月（共済組合は1年）以上加入していた人が退職した場合、申し出により、原則として2年以内に限って今までの保険を継続することができます。

→ 手続きは、退職後20日以内に、加入していた健康保険組合や年金事務所(旧称:社会保険事務所)などへ。

★ 退職者医療制度（国民健康保険）

老齢(退職)年金を受給している人で、国民年金を除く公的年金(厚生年金や共済年金など)の加入期間が20年以上、または40歳以降に10年以上(@)ある場合、退職者医療制度の対象者となります。(65歳未満の方)

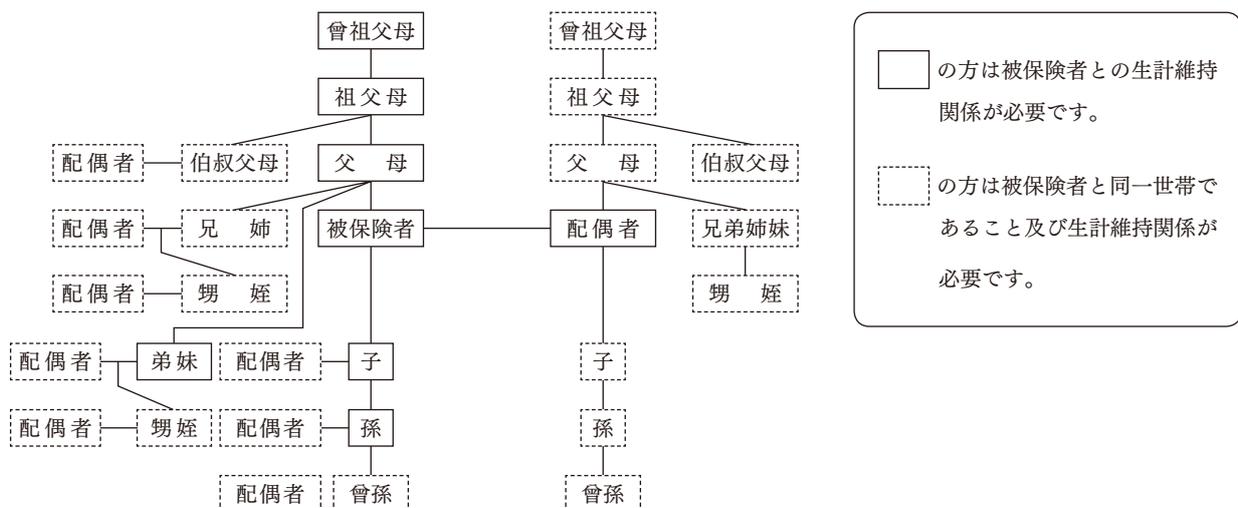
→ 手続きは、国民健康保険証・年金証書(@の場合は、公的年金の加入期間証明)を持って、住所地の区役所（出張所）保険年金担当課へ。

職場の健康保険の被扶養者（扶養家族）になれませんか？

あなたの年間収入が130万円未満(認定対象者が60歳以上または一定の障がいがある場合は180万円未満)の場合、下の図の範囲の方は、ご家族の社会保険に被扶養者として加入できる場合があります。

※ 職場の健康保険に加入されているご家族の収入を主として生計維持していることが前提です。

収入には遺族年金、公務扶助料などの非課税所得も含まれます。また、上記の収入(130万円または180万円)は、年度途中で変更となる場合がありますのでご注意ください。



→ 手続きはご家族の職場（事業主）を通じての届出となりますので、職場の健康保険担当者へ。

被扶養者に該当すると思われる方は、職場の健康保険担当者に相談しましょう！

(被扶養者の多少は、職場の健康保険料の算出には直接関係しません。)